証券投資信託約款変更のお知らせ

以下の証券投資信託約款の変更を行いましたので、お知らせいたします。

【変更するファンドの名称】

追加型証券投資信託　３つの財布 欧州リートファンド

【変更の内容】

上記ファンドの投資信託約款について、以下通り変更する約款変更を行います。

新（変更後）	旧（変更前）
運用の基本方針 （略） ２．運用方法 （１）投資対象 円建の外国投資信託であるエリクサー・トラスト・欧州リート・ストラテジー・ファンド受益証券、UBS・欧州不動産関連株・ストラテジーファンド受益証券および国内籍証券投資信託であるカレラ マネープール マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 （２）投資態度 ①　主として外国投資信託受益証券への投資を通じて、実質的に欧州の金融商品取引所に上場している不動産投資信託受益証券（リート）、不動産株式、建設関連株式等（以下「欧州リート等」といいます。）に投資することにより、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指すとともに、欧州リート等のオプション取引ならびに通貨オプション取引の投資成果を享受することを目指して運用を行います。なお、エリクサー・トラスト・欧州リート・ストラテジー・ファンド受益証券において、主な非ユーロ建資産については、実質的に非ユーロ通貨売りユーロ買いの為替先渡取引の投	運用の基本方針 （略） ２．運用方法 （１）投資対象 円建の外国投資信託であるエリクサー・トラスト・欧州リート・ストラテジー・ファンド受益証券および国内籍証券投資信託であるカレラ マネープール マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 （２）投資態度 ①　主として外国投資信託受益証券への投資を通じて、実質的に欧州の金融商品取引所に上場している不動産投資信託受益証券（以下「欧州リート」といいます。）に投資することにより、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指すとともに、欧州リートオプション取引ならびに通貨オプション取引の投資成果を享受することを目指して運用を行います。なお、当該外国投資信託受益証券において、主な非ユーロ建資産については、実質的に非ユーロ通貨売りユーロ買いの為替先渡取引の投資成果を享受することを目指して運用を行います。

資成果を享受することを目指して運用を行います。 （略） 【受益権の申込単位および価額】 第13条　（略） ⑤　前各項の規定にかかわらず、信託契約締結日以降において指定販売会社は、受益者が第35条第２項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日がフランス、オランダ、イギリス、ドイツ、アメリカまたはルクセンブルクの証券取引所または銀行のいずれかの休業日に当たる場合には、当該取得申込みを受け付けません。 （略） 【運用の指図範囲等】 第17条　委託者は、信託金を、主として円建の外国投資信託であるエリクサー・トラスト・欧州リート・ストラテジー・ファンド受益証券、UBS・欧州不動産関連株・ストラテジーファンド受益証券のほか、カレラアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結されたカレラ マネープール マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。 （略） 【信託契約の一部解約】 第37条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、１口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位（累積投資契約にかかる受益権については、１口の整数倍とします。）をもって、一部解約の実行の請求日の午後３時までに当該一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者は、一部解約の実行の請求日	（略） 【受益権の申込単位および価額】 第13条　（略） ⑤　前各項の規定にかかわらず、信託契約締結日以降において指定販売会社は、受益者が第35条第２項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日がフランス、オランダ、イギリス、ドイツまたはアメリカの証券取引所または銀行のいずれかの休業日に当たる場合には、当該取得申込みを受け付けません。 （略） 【運用の指図範囲等】 第17条　委託者は、信託金を、主として円建の外国投資信託であるエリクサー・トラスト・欧州リート・ストラテジー・ファンド受益証券のほか、カレラアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結されたカレラ マネープール マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。 （略） 【信託契約の一部解約】 第37条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、１口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位（累積投資契約にかかる受益権については、１口の整数倍とします。）をもって、一部解約の実行の請求日の午後３時までに当該一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者は、一部解約の実行の請求日

がフランス、オランダ、イギリス、ドイツ、アメリカまたはルクセンブルクの証券取引所または銀行のいずれかの休業日に当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。 （略）	がフランス、オランダ、イギリス、ドイツまたはアメリカの証券取引所または銀行のいずれかの休業日に当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。 （略）

以上

平成 27 年 12 月 25 日

東京都中央区日本橋兜町 10 番３号
カレラアセットマネジメント株式会社